

諸外国の主要な戦没者追悼施設について

1 . アメリカ合衆国	2 頁
2 . グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国	7 頁
3 . ドイツ連邦共和国	9 頁
4 . イタリア共和国	1 2 頁
5 . フランス共和国	1 4 頁
6 . カナダ	1 5 頁
7 . ポーランド共和国	1 9 頁
8 . オーストリア共和国	2 2 頁
9 . トルコ共和国	2 3 頁
1 0 . オーストラリア	2 5 頁
1 1 . 中華人民共和国	2 8 頁
1 2 . 大韓民国	3 0 頁
1 3 . シンガポール共和国	3 5 頁
1 4 . インドネシア共和国	3 7 頁
1 5 . フィリピン共和国	3 9 頁
1 6 . オランダ王国	4 0 頁

アメリカ合衆国

1. 「無名戦士の墓」

(1) 場 所

ヴァージニア州アーリントン アーリントン国立墓地内

(2) 設置時期

1921年11月11日

(3) 設置者・管理者

1864年6月、当時の国防長官が軍墓地として指定。現在、陸軍省が管理。

(4) 性 質

記念碑・墓

(5) 形 状

- ・大理石石棺（長さ13フィート、高さ11フィート、幅8フィート）
- ・第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争の各無名戦士1名ずつが、それぞれ埋葬されている。
- ・（石棺の碑文）「HERE RESTS IN HONORED GLORY AN AMERICAN SOLDIER
KNOWN BUT TO GOD」
<神のみぞ知る亡きアメリカ軍人、名誉ある栄光のうちにここに眠る>

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

第一次世界大戦以降の戦没軍人

(8) 参考事項

かつてヴェトナム戦争の無名戦士1名も埋葬されていたが、その後、遺体の身元が判明したため同遺体は移動され、現在、同戦争の無名戦士の墓には誰も埋葬されていない。

(9) 追悼行事

（開催日・主催者）

- ・復活祭（春分の日以降最初の満月の後の最初の日曜日）
国防長官主催
- ・戦役将兵記念日（5月最終月曜日）
国防長官主催
- ・復員軍人の日（11月11日）
退役軍人長官主催

（式次第）

大統領献花、祈念、国家演奏、演説、国家に準じる曲の演奏

2 . 米海兵隊記念碑（通称「硫黄島記念像」）

- (1) 場 所
アーリントン国立墓地前
- (2) 設置時期
1954年11月10日
- (3) 設置者・管理者
国立公園局が管理
- (4) 性 質
記念像
- (5) 形 状
 - ・第二次世界大戦時に米海兵隊が硫黄島に上陸して米国国旗を掲げた5人の海兵隊員の姿の記念像。
 - ・海兵隊が設立した1775年以降に海兵隊が参加した戦争の名前・時期が記されている。
 - ・（碑文）「1775年11月10日以降、祖国のために生命を捧げた米海兵隊員の追憶と名誉のために」
「たぐいまれな勇気が共通の美德であった」
（いずれも原文は英文）
- (6) 宗教性
なし
- (7) 追悼対象
過去に戦争で死没した米海兵隊員
- (8) 参考事項
寄付による資金募集により建設された。
- (9) 追悼行事
国が関与して行う式典等はない。

3 . ヴィエトナム退役軍人記念壁

- (1) 場 所
ワシントンD . C .
- (2) 設置時期
1982年11月13日献呈
- (3) 管理者
国立公園局が管理
- (4) 性 質
記念壁
- (5) 形 状
壁面にヴィエトナム戦争で死没又は行方不明の米軍人・軍属の氏名が時系列で刻み込まれている。

- (6) 宗教性
なし
- (7) 追悼対象
- ・ ヴィエトナム戦争で死没又は行方不明の米軍人・軍属（2001年8月現在5万8,226名）
 - ・ 対象者は、大統領令に基づき国防省が決定する。
例えばオレンジ剤により癌又は外傷後ストレス性自殺によって死亡した者は含まれない。
- (8) 参考事項
- ・ 本施設は、追悼目的以外に、ヴィエトナム戦争が引き起こした国論の分断による傷を癒し、多様な倫理的政治的観点の間の和解を図る目的も有している。
 - ・ 1979年基金が設立され、連邦議会法によって各種記念碑が集中するモールの一区画を配分された後、設計を公募し、建設資金は純粋に寄付のみによった。
 - ・ 本施設の設計段階で設計に対する批判が生じた結果、「三軍人記念像及び旗柱」と併設されるに至った。
- (9) 追悼行事
- （開催日）
- ・ 戦役将兵記念日（5月最終月曜日）の戦没者追悼式典
 - ・ 復員軍人の日（11月11日）の式典
- （主催者）不明
- （出席者）大統領が招待されている。

4．三軍人記念像及び旗柱

- (1) 場 所
ワシントンD.C.
上記ヴィエトナム退役軍人記念壁に併設されている。
- (2) 設置時期
1984年11月11日
- (3) 管理者
国立公園局が管理
- (4) 性 質
記念像及び旗柱
- (5) 形 状
- ・ （旗柱の碑文）
「この旗はヴィエトナム戦争の退役軍人によって提供された軍務を体現する。この旗は彼らが戦った目的である自由の原則と困難な状況で軍務に服したことに対する誇りを再確認する。」（原文は英文）
 - ・ 旗柱の基礎部分には陸軍、海軍、空軍、海兵隊、沿岸警備隊の紋章が刻

まれている。

(6) 宗教性

なし

(7) 記念対象

生存者、死没者を問わず、ヴェトナム戦争に参加した人々を記念するものである。

(8) 参考事項

ヴェトナム退役軍人記念壁の設計が、英雄性、愛国心、名誉を伝えず、地表より沈んだ設計及び壁面の色が恥の感覚を暗示し、死と損失に過大な焦点が当てられているとの批判を受けたため、これと併設されるに至った。

5. 朝鮮戦争退役軍人記念像

(1) 場 所

ワシントン D . C .

(2) 設置時期

1995年7月27日献呈

(3) 設置者・管理者

設置者：米国戦闘記念施設委員会（議会が設置を承認）

管理者：国立公園局

(4) 性 質

記念像

(5) 形 状

- ・警備中の米軍人を体現する19名の記念像。
- ・記念壁が隣接されており、実際に朝鮮戦争に参加した兵士の写真をもとに兵士の顔が刻まれている。
- ・さらに、記念池、死亡した兵士の個人情報コンピュータに記録した Honor Roll、朝鮮戦争に参加した国名を記載した「国連の壁」も併設され、記念池には「我が国家は全く知らない国と会ったこともない民族を防衛するという要請に応えた息子たちと娘たちを称える。」との碑文（原文は英文）が刻まれている。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・朝鮮戦争中に死没した米国軍人・軍属の各個人
- ・一般からの申請によって対象者を追加できる。

(8) 参考事項

- ・前記ヴェトナム戦争記念施設群が完成した直後、本施設建設の構想が浮かび、米国戦闘記念施設委員会が議会から設置承認を受け、レーガン大統領が朝鮮戦争退役軍人記念物諮問評議会を指名した。その後、19

88年同委員会が建設場所を選定し、芸術委員会による設計の選定を経て、建設された。

・献呈式にはクリントン大統領及び金泳三韓国大統領が参加した。

(9) 追悼行事

国が関与して行う式典等はない。

グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国

1. セノタフ (The Cenotaph)

(1) 場 所

ロンドン ホワイトホール街

(2) 設置時期

1920年11月11日

国王ジョージ五世により除幕された。

(3) 設置者・管理者

国（管理担当官庁：文化・メディア・スポーツ省）

(4) 性 質

記念碑

(5) 形 状

- ・重量120トン、全高35フィート
- ・側面と頂上に月桂樹の輪の装飾を配し。国旗等を側面に掲げている。
- ・（碑文）
 - ・西面：「THE GLORIOUS DEAD」（栄光ある死者）
 - ・北面・南面：「1914 1918」（ローマ数字）
 - ・東面・西面：「1939 1945」（ローマ数字）東面・西面の数字は、1946年11月10日に国王ジョージ六世により除幕された。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・第一次世界大戦、第二次世界大戦、パレスチナ紛争、フォークランド紛争、湾岸戦争、北アイルランド紛争等第一次世界大戦以降の英連邦諸国の戦没者
- ・この「戦没者」には、警察官・消防士・戦時に重要な役割を担い戦争起因で死亡したcivil serviceman（救急ボランティア・バスの運転手等）も含まれるが、一般戦災死没者の市民は対象には含まれない。
- ・戦争以外で死没した者は対象ではない。
- ・第一次世界大戦以降の戦没者が対象であるため、今後、追悼対象が増えることはあり得る。

(8) 参考事項

「セノタフ」とは、ギリシャ語で「empty tomb」（空の墓）の意味。

(9) 追悼行事

戦没者記念日式典（Remembrance Sunday Ceremony at the Cenotaph）

（開催日）毎年11月11日（第一次世界大戦休戦記念日）に最も近い日曜日

（主催者）政府（主管は1924年まで外務省、以後2000年まで内務

省、その後は大法官省)

(趣旨) 第一次世界大戦以降の戦没者を国民的に追悼する。

(出席者) 国王、王族、首相、主要野党党首、下院議長、大法官、ロンドン市長、歴代首相経験者、英連邦諸国大使、各軍の主席、各宗教界代表、警察・消防代表等

(式次第) 出席者はセノタフを囲んで立ち、午前11時の国会議事堂時計塔の打鐘及び空砲を期して2分間沈黙する。その間の沈思及び祈りにおいては、

- ・ 2つの世界大戦で偉大な犠牲を捧げた者を追憶すること
- ・ その他の紛争において戦役に命を捧げた者を追憶すること
- ・ これらの時期に労苦を味わった者のために祈ること
- ・ 遺族のために祈ること
- ・ 平和のために祈ること
- ・ 我々に代わって捧げられたこれらの犠牲に我々自身が値するものであるよう祈ること

が求められる。空砲及び軍葬ラッパにより沈黙が終了し、女王から順に参列者がセノタフに赤いヒナゲシを模した花輪を献花し、その後、英国国教会ロンドン司教の司会による礼拝、英国国歌斉唱が行われる。

2. その他

ウェストミンスター寺院(英国国教会)に「無名戦士の墓」がある。

「フランスに眠る名も無き英雄の亡骸をセノタフの下に埋葬すべきではないか」との新聞社説を契機として、1920年11月フランスにおいて、戦没者の亡骸6体の中から1体が無作為に選ばれ、巡洋艦により英国に送還されたが、セノタフではなく、歴代国王の戴冠式が行われ諸々の英国の英雄が埋葬されているウェストミンスター寺院に埋葬されるに至ったものである。

ドイツ連邦共和国

ノイエ・ヴァッヘ (Neue Wache)

(1) 場 所

ベルリン (旧東ベルリン)

(2) 設置時期

東西ドイツ統合後の1993年1月、内閣の閣議決定によりドイツ連邦共和国の中央追悼施設に定められ、同年11月14日(国民哀悼の日)に除幕式が行われた。

(3) 管理者

1993年当初は、連邦内務省。その後、連邦首相府文化担当国務大臣の管理となったが、実際の管理業務はドイツ歴史博物館に委託している。

(4) 性 質

建造物、記念像

(5) 形 状

- ・元々は、ナポレオン解放戦争の勝利を祝して1818年プロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世のために王宮を護衛する近衛兵の新しい詰め所として建築された建造物である。
その中の床中央部の黒床石上に女流彫刻家ケーテ・コルヴィッツの「死んだ息子を抱く母親」像(拡大複製)が設置されており、天井の真ん中から射し込む外光に照らし出されている。
- ・像の手前には、「DEN OPFERN VON KRIEG UND GEWALTHERRSCHAFT」(戦争と暴力支配の犠牲者たちに)の金色の文字がはめ込まれている。
- ・屋外に設置されたプレートの碑文には、次のような内容が彫り込まれている(原文はドイツ語)。

(右 側)

ノイエ・ヴァッヘは1816年から1818年までカール・フリードリッヒ・シンケルの計画によってプロイセンの王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世のために建築された。

1815年から1918年まで、国王の衛兵所として使用された。
1931年、プロイセン政府は、ノイエ・ヴァッヘを改築した。ハインリッヒ・テセナウが、世界大戦での戦没者を追憶する場所を作った。

追憶の意味で、当時、部屋の真ん中に、銀と花崗岩で作った櫛の木の花輪があった。

ノイエ・ヴァッヘは、第二次世界大戦の終戦の間際に、爆弾によって非常に破損した。

1960年以來、再建されたこの建物は旧東ドイツのものとなった。

1969年、ファシズムと軍国主義の犠牲者のための永遠の炎が部屋の真ん中に作られた。

1969年、無名戦士1名と強制収容所犠牲者1名の亡骸が葬られた。

1993年以来、ノイエ・ヴァッヘは、ドイツ連邦共和国の中心的な追憶の場となった。

(左側)

ノイエ・ヴァッヘは戦争と暴力支配の犠牲者に対する記憶と追悼の場である。

我々は、戦争により苦しんだ各民族に思いをいたす。

我々は、そうした民族の一員で迫害され命を失った人々に思いをいたす。

我々は、世界大戦での戦没者たちに思いをいたす。

我々は、戦争と戦争がもたらした結果により、故郷で俘虜として、あるいは追放によって命を落とした無実の人々に思いをいたす。

我々は、殺害された何百万人ものユダヤの人々に思いをいたす。

我々は、殺害されたシンティ及びロマの人々に思いをいたす。

我々は、その出身のゆえ、同性愛のゆえ、あるいはその病気や虚弱のゆえに殺害されたすべての人々に思いをいたす。

我々は、生きる権利を剥奪され殺害されたすべての人々に思いをいたす。

我々は、宗教・政治的信念ゆえに命を落とさなければならなかった人々に思いをいたす。

我々は、暴力支配に抵抗し命を犠牲にした女性たちや男性たちに思いをいたす。

我々は、良心を曲げるより自ら死を受け入れたすべての人の栄誉を称える。

我々は、1945年以降の全体主義独裁に抵抗したがゆえに迫害され殺害された女性たちや男性たちに思いをいたす。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・「戦争と暴力支配」のすべての「罪なくして犠牲になった者」。
ドイツの国家権力が不正を働いたことによる犠牲者を追悼することとしている。
- ・特定個人を対象とはしておらず、軍人・民間人の別、国籍・宗教の別、地域的な限定はない。しかし、ユダヤ、シンティ、ロマなどについては特に言及されている。
- ・「戦争」とは、第一次世界大戦及び第二次世界大戦のことを指す。
「暴力支配」とは、ナチスによる暴力支配以外に、1945年以降の全体主義独裁(旧東ドイツ)を指す。
- ・戦争の犠牲者は、ドイツの係わった戦争のすべての死没者を対象とし、

敵国の軍人・軍属死没者だけでなく、ドイツとは直接関係のない先の大戦で死没した日本軍兵士、米軍兵士、原爆等で死没した日本の一般戦災死没者、反ナチス抵抗運動をしたために処刑された者も含まれる。

- ・ ナチス政府の指示を受けて戦闘行為を行ったドイツ人兵士の死没者は、「罪なくして犠牲になった者」として追悼対象に含まれている。
- ・ 旧東ドイツから旧西ドイツに向けてベルリンの壁を超えようとして死没した者も追悼対象に含まれている。
- ・ 国際テロ（ミュンヘン・オリンピック事件、9・11テロなど）の死没者は追悼対象には含まれない。
- ・ P K Oによるドイツ人死没者は、ドイツの国家権力が不正を働いたことによる犠牲者ではないので、追悼対象には含まれない。
- ・ いわゆる戦犯者は、「加害者」であり、「犠牲者」には含まれないとの解釈である。従って、戦争犯罪人で有罪判決を受けた者、一般市民・抵抗運動家・捕虜らの殺害に加担した者の死没者は、追悼対象から除外されている。
- ・ 除外者については閣議決定では定められてなく、「罪なくして犠牲になった者」の解釈として、「罪ある加害者」の範疇に入る者が除外されるものと解されている。

この「罪ある加害者」とは、裁判で有罪判決を受けている必要はなく、一般的抽象的に「罪を犯している」と考えられる人は対象から除外される。

具体的に死没者個人が追悼対象から除外されるか否かを検討することは、死者の尊厳に反することになるので、それは行わない。

(8) 「追悼」の意味

東ドイツ時代までは「称える」という意味であったが、1993年以降は、「悼む」とともに「思いを巡らし、熟考し、沈思する」との意味にとらえている。

(9) 主な追悼行事

（開催日）国民哀悼の日（毎年11月中旬（クリスマスから逆算して6週間前の日曜日））

（主催者）政府

（趣旨）ノイエ・ヴァッへの追悼対象者を追悼する。

（出席者）大統領、首相、連邦議会議長、連邦参議院議長、連邦憲法裁判所長官等

（式次第）献花、黙祷、音楽演奏。演説はない。

イタリア共和国

「祖国の祭壇」

(1) 場 所

ローマ市内の「ヴィットーリオ・エマヌエーレ2世記念堂」の一部。
ヴェネツィア広場を見下ろすカピトリノの丘の斜面に位置している。

(2) 設置時期

1911年

(3) 設置者・管理者

国。記念堂全体は文化省のローマ環境財建築物保護局が管理しているが、祭壇部分は国防省（軍）が管理している。

(4) 性 質

記念碑（建造物の一部）

(5) 形 状

- ・記念堂は、奥行150メートル、高さ60メートルの白大理石造りの建造物。
- ・「祖国の祭壇」は、記念堂正面階段を上ったテラス奥にある。階段の両脇には翼のあるライオン像と勝利の女神像があり、「思考」と「行動」を象徴している。中央階段を上り切ったところに、それぞれ「力」、「和解」、「犠牲」、「権利」を象徴する4つの大理石像がある。
- ・祭壇中央には、「ローマの女神像」が立ち、その両脇は浮き彫りの「労働と愛する祖国の凱進行進」で飾られている。
- ・祭壇中央上部には、高さ12メートルのブロンズ製のヴィットーリオ・エマヌエーレ2世国王騎馬像があり、その台座はローマ以外の各都市の女神が浮き彫りにされている。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

イタリア人戦没者全体。軍人・一般市民の区別、地域的・時期的限定はない。外国国籍の者は含まれない。

(8) 参考事項

- ・記念堂は、イタリア統一50周年に初代国王ヴィットーリオ・エマヌエーレ2世（1820～78）を記念して建造された。当初は、戦没者とは無関係の施設であったが、第一次大戦で多くの戦没者が出たため、政府の決定によりその追悼施設として祭壇が建築され、1921年無名戦士1名の遺体が祭壇部分に埋葬された。1935年遺体は記念堂内の別の場所に移されたため、現在の祭壇部分には誰も埋葬されていない。しかしながら、祭壇部分は戦没者を追悼する象徴的な施設と位置づけられている。
- ・祭壇の両脇には、常時、衛兵が立っている。

- ・祭壇部分は、式典関係者以外立ち入ることができず、記念堂の建物も公開されていない。

(9) 追悼行事

(開催日)

- ・ 6月2日(共和国建国記念日：1946年6月2日、王制か共和制かを選択する国民投票が実施され、王制が廃止されたことを記念したもの)
- ・ 11月4日(国民統一記念日：1918年11月4日、ドイツとの休戦協定が発効し、第一次世界大戦が終結したことを記念したもの)

(主催者) イタリア大統領(国防省所管)

(出席者) 大統領、首相、上下両院議長、国防相、軍幹部等

(式次第) 献花が行われる。

フランス共和国

無名戦士の墓

(1) 場 所

パリ市の凱旋門

(2) 設置時期

1920年11月10日

(3) 管理者

国防省

(4) 性 質

記念碑・墓

(5) 形 状

- ・凱旋門下の床下にフランスの無名戦士1名の遺体が埋葬されており、床上には「祖国のために戦死したフランス兵士ここに眠る。1914－1918」（原文はフランス語）との碑文が刻まれ、円型の中で聖火が点火されている。
- ・墓横にフランス語、英語及びスペイン語で「あなたは無名戦士の墓の前に立っている。これは、1921年以来、追憶と沈思の場所である。この場所の厳粛さに敬意を表されたことを感謝する。」旨記された掲示板がある。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

第一次世界大戦以降のフランス国籍戦没将兵

(8) 参考事項

1919年国民議会において無名戦士の墓設置について採択し、1920年議会は設置場所を凱旋門とする旨採択した。

(9) 追悼行事

（開催日）

- ・5月8日（第二次世界大戦戦勝記念日）
- ・11月11日（第一次世界大戦休戦記念日）

（主催者）国防省

（趣 旨）戦没者の追悼

（出席者）大統領、首相、国防大臣、国民議会議長、上院議長、パリ市長、各国大使、軍幹部ら。

（式次第）大統領の兵士観閲、大統領の献花、兵士追悼の空砲、黙祷、国歌斉唱等。

カナダ

1. 国立戦争記念碑

(1) 場 所

オタワ市

(2) 設置時期

1939年

(3) 管理者

公共事業・調達省

(4) 性 質

記念碑

(5) 形 状

- ・彫像。中央の人物像はカナダ軍の全軍種を表し、その頭上の像は平和と自由を象徴している。
- ・（碑文）「フランドルの野にケシの花が咲こうとも、死者への誠を尽くさなければ、我々に安らかな眠りは訪れないだろう。」
（第一次世界大戦中、フランスに派遣され当地で没した従軍医師で詩人のジョン・マクレーの詩「フランドルの野にて」からの抜粋。原文は英語）

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・戦闘、非戦闘状況を問わず、海外に派遣された戦没者のカナダ軍要員。
- ・カナダ人のみが対象。
- ・消防士、警察官等の文民及び戦争犯罪人は対象とならない。
- ・第一次世界大戦以降の戦没者を対象としており、第二次世界大戦、朝鮮戦争も含まれている。
- ・将来の戦争も対象となる。

(8) 追悼行事

（開催日）毎年11月11日

（主催者）退役軍人省、王立カナダ退役軍人会

（出席者）総督、首相、各種団体、関係市民

（式次第）献花、退役軍人パレード

2. 無名戦士の墓

(1) 場 所

オタワ市 国立戦争記念碑前

(2) 設置時期

2000年

- (3) 管理者
公共事業・調達省
- (4) 性質
墓
- (5) 形状
セメント性の棺が置かれてあり、棺の中には、フランスより送還された第一次世界大戦中に死没した身元不明の兵士の遺骨の一部が納められている。
- (6) 宗教性
なし
- (7) 追悼対象
時代に関係なく、平和と自由のために闘い、死没したカナダ人（カナダ軍要員及び商船乗員を含む）

3. 「追悼の部屋」

- (1) 場所
オタワ市 国会議事堂「平和の塔」内
- (2) 設置時期
1927年
- (3) 管理者
カナダ国会議事堂及び公共事業・調達省
- (4) 性質
部屋
- (5) 形状
一つの部屋であり、ジョン・マクレー作の詩「フランドルの野にて」から抜粋された様々な碑文が彫られている。
- (6) 宗教性
なし
- (7) 追悼対象
当初、第一次世界大戦で死没したカナダ人を追悼対象とし、施設内に置かれた「追憶の書」には同大戦で死没したカナダ人の名のみが記されたが、その後、様々な戦争で死没した者の名が加えられ、現在、「追憶の書」は6冊にのぼり、カナダ建国以来、海外の戦争で死没した11万4,710名のカナダ人の名が記されている。
- (8) 追悼行事
毎日、「追憶の書」の頁をめくる式典がある。

4. 東棟及び西棟追悼記念ビル

- (1) 場所
オタワ市

- (2) 設置時期
1949年～1962年
- (3) 管理者
公共事業・調達省
- (4) 性質
建造物
- (5) 形状
アーチによりつながれた二つの建物。
(碑文)「彼らはその世代と時代の栄光であった。」
(原文は英語)
- (6) 宗教性
なし
- (7) 追悼対象
第二次世界大戦で死没した者

5. 英連邦空軍オタワ記念碑

- (1) 場所
オタワ市
- (2) 設置時期
1959年
- (3) 管理者
英連邦戦没者墓地委員会
- (4) 性質
彫像
- (5) 宗教性
なし
- (6) 追悼対象
- ・第二次世界大戦中、カナダ、米国、周辺地・海域において死没し、葬られる墓地を有しない809名の男女英連邦空軍要員。
 - ・本施設はカナダ人、英連邦諸国市民も対象としている。

6. ハリファクス記念碑

- (1) 場所
ノヴァ・スコシア州ハリファクス市ポイント・プレゼント公園内
- (2) 設置時期
1967年
- (3) 管理者
英連邦戦没者墓地委員会
- (4) 性質
記念碑

(5) 形 状

高さ 12メートルの石の十字架。

(碑文) 「ここに記されたカナダ海軍、陸軍及び商船の男女要員を追悼して。彼らの墓地はなくとも記憶は永遠である。」

(原文は英語)

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・ 第一次世界大戦及び第二次世界大戦において死没し、海に沈んだカナダ海軍及び商船要員のカナダ人。
- ・ 十字架の足下にある銅製パネルには 3 , 2 5 7 名の戦没者名が記されている。

(8) 追悼行事

5月第1日曜日に大西洋海戦の行事が行われる。

ポーランド共和国

1. 「無名戦士の墓」

(1) 場 所

ワルシャワ市ピュウスツキ広場（旧サスキ家宮殿跡）

(2) 設置時期

1925年

(3) 設置者・管理者

政府が当初管理していたが、現在、ワルシャワ市が管理。

(4) 性 質

記念碑・墓

(5) 形 状

（碑文）「祖国のために死んだポーランド兵士、ここに眠る。」

(6) 宗教性

特定の宗教性はない。

(7) 追悼対象

- ・ 18世紀以降、ポーランドの独立獲得のための戦いにおいてポーランド内外で殉職したポーランド人兵士。
- ・ ポーランドが独立を喪失した1918年までと、1939年～45年は、自らをポーランド人と認め、ポーランドのために戦ったすべての国籍の者も含んでいる。
- ・ 一般戦災死没者、救助活動に係わって死没した公務員等は対象に含まれない。
- ・ 1946年に第二次世界大戦での死没者を新たに追悼対象者に加えたのが最後で、その後、追悼対象者は増えていない。

(8) 参考事項

- ・ 1925年4月4日、当時の最年少受勲者ブチコフスキが、ポーランド人兵士が死没した内外15か所の主要戦場跡からリボフ（当時はポーランド領、現在はウクライナ領）を選び、同年11月1日、リボフからの遺灰を入れた骨壺が「無名戦士の墓」（記念碑）横に安置された。その後、その他14か所の主要戦場からの遺灰も運び込まれ、リボフからの骨壺横に安置された。
- ・ 1991年、国内外の戦場の地名を記したプレートの除幕が行われた。
- ・ 国家元首、閣僚、王室等の公式訪問時には必ず訪問日程に加えられ、外賓は、献花を行うことが慣例となっている。

(9) 追悼行事

（開催日）国民の祝日（5月3日：憲法記念日、11月11日：独立記念日）、軍隊記念日（8月15日）、第二次世界大戦開戦記念日（9月1日）

（主催者）政府

- (趣 旨) ポーランドのために殉死した兵士の追悼
- (出席者) 首相、主要閣僚、軍幹部、両院代表、政府高官、退役軍人等。
憲法記念日、独立記念日、軍隊記念日の行事には大統領も出席する。
- (式次第) 全行事とも、ポーランド軍儀仗隊行進、出席者入場、出席者による各軍儀仗隊の閲兵、ポーランド国旗掲揚、軍参謀総長による報告、出席者による演説、献花、観閲行進

2. アウシュヴィッツ(オシフィエンチム)・ビルケナウ国立博物館

- (1) 場 所
オシフィエンチム市
- (2) 設置時期
1950年
- (3) 設置者・管理者
国会の決議により政府が設置。現在は文化省国家遺産保護局が管理。
- (4) 性 質
博物館(屋外、屋内)
屋外のビルケナウ収容所跡地には1967年に記念碑が設置されている。
- (5) 記念碑の形状
(碑文) 「ナチ党員が、150万人の老若男女、主に様々な欧州の国出身のユダヤ人らを虐殺したこの場所が、未来永劫、人類にとっての絶望の叫び、戒告となるように。
アウシュヴィッツービルケナウ 1940-1945」
- (6) 宗教性
特定の宗教性はない。
- (7) 追悼対象
第二次世界大戦中の1940年～45年、ナチスドイツがオシフィエンチム市に設置したアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所に収容され、殺害・死没したポーランド国民及びすべての国籍の者
- (8) 参考事項
1979年にユネスコの世界遺産に指定されている。
- (9) 主な追悼行事
(行事名) 生者の行進
(開催日) イスラエルに本拠を持つ「生者の行進基金」が定めるホロコースト記念日
(主催者) 生者の行進基金
(趣 旨) ナチスドイツによる大量虐殺により死没したユダヤ人及びその他の人々を追悼し、世界平和を祈念する。
(出席者) 大統領、閣僚、イスラエル政府代表、オシフィエンチム市等地方自治体代表、アメリカ合衆国・カナダ・西欧諸国・中南米諸

国・ポーランド在住のユダヤ系青少年、元アウシュヴィッツ収容所囚人及びその家族

(式次第) 参加者代表による演説、音楽演奏、行進、記念碑前におけるユダヤ教に則った儀式、献花

オーストリア共和国

強制収容所マウトハウゼン記念館

(1) 場 所

上オーストリア州マウトハウゼン市

(2) 設置時期

1970年5月

(3) 設置者・管理者

設置者：国

管理者：内務省

(4) 性 質

記念館、博物館、記念碑

(5) 形 状

[記念館]

病院として使用されたバラックを記念館としている。

[博物館]

当時の強制収容所をそのまま保存して博物館としている。

[碑]

棺を模った記念碑が広場にある。

(碑文) 「生存者は死者から宿命を学ぶべきである。」

(原文はラテン語)

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

ナチス犠牲者

(8) 参考事項

・ 広場、敷地内に各国 (19 か国以上) が建立した自国民のための記念碑、ユダヤ人のための記念碑もある。

・ その他、死亡したソ連兵を主体とした各国捕虜の墓地がある。

(9) 追悼行事

(開催日) 5月第1日曜日

(主催者) オーストリア収容所協会マウトハウゼンが国際マウトハウゼン委員会等と共催。内務省が財政面での支援を行う。

(式次第) 礼拝、各国記念碑前での集会、広場への更新、主催者挨拶、文化公演、市長の追悼演説、国家吹奏

トルコ共和国

1. ガリポリ半島歴史国立公園

(1) 場 所

チャナッカレ県

(2) 設置時期

・ 1973年

・ 同公園内の施設は、施設ごとに設立時期が異なる。

(3) 設置者・管理者

設置者：文化省

管理者：森林省国家公園局

(4) 性 質

墓地、記念碑、博物館

(5) 宗教性

特定の宗教性はない。

(6) 追悼対象

トルコ人に限らず、外国人も含め、軍人軍属・敵味方の区別なくチャナッカレ戦争で死没したすべての人

(7) 参考事項

現在、同公園に「世界平和公園」としての性格を付するため、記念物の建設が進められており、1998年3月には同記念物設計の公募の国際コンクールが開かれた。

(8) 記念行事

・ チャナッカレ海上勝利記念式典

(開催日) 3月18日

(主催者) 海軍

(趣 旨) 1915年3月18日のチャナッカレ海上勝利の記念。

(出席者) 首相、閣僚、軍司令官、チャナッカレ県会議員、戦争負傷者協会メンバーら。

(方 式) 黙祷は捧げるが、祈りはしない。

・ チャナッカレ戦争記念式典

(開催日) 4月25日(アンザック・デイ)

(主催者) 陸軍

(趣 旨) チャナッカレ戦争で死没した外国人の追悼(イギリス人約2万人、フランス人約1万人、オーストラリア人約8,000人、ニュー・ジーランド人約2,000人)。

(出席者) 首相、閣僚、軍司令官、チャナッカレ県会議員、戦争負傷者協会メンバー、イギリス、フランス、オーストラリア、ニュー・ジーランド各政府の代表者(オーストラリア、ニュー・ジーランドからは首相も出席する)。

- (方 式) 黙祷は捧げるが、祈りはしない。
- ・アナファルタル勝利記念式典
 - (開催日) 8月10日
 - (主催者) 陸軍
 - (趣 旨) 1915年8月10日のアナファルタル(ガリポリ半島の地名)での勝利の記念。
 - (出席者) 首相、閣僚、軍司令官、チャッカレ県会議員、戦争負傷者協会メンバーら。
- (方 式) 黙祷は捧げるが、祈りはしない。

2. 韓国公園

(1) 場 所

アンカラ県アンカラ特別都市アルトゥンダー市

(2) 設置時期

1971年

(3) 設置者・管理者

設置者：アンカラ特別市(ただし、設立費用は韓国政府が負担)

管理者：アルトゥンダー市役所公園・庭園管理局、軍中央司令部、戦争負傷者協会

(4) 性 質

公園、記念碑

(5) 形 状

- ・約1,000平方メートルの敷地内に四重の塔の記念碑がある。
 - ・同記念碑には、朝鮮戦争で死没したトルコ人兵士770名の名前及び碑文が刻まれている。
- (碑文) 「ここには韓国にあるトルコ人戦没者墓地から持ってきた土があります。」

(6) 宗教性

特定の宗教性はない。

(7) 追悼対象

朝鮮戦争で死没したトルコ人兵士

(8) 参考事項

- ・閣議決定により設置された。
- ・韓国の要人がトルコに来訪した際には、必ず同公園を訪問し献花する。

(9) 追悼行事

Kumyangjang-ni勝利記念式典(開催日:1月25日)、朝鮮戦争開始記念式典(開催日:8月25日)

(出席者) 参謀総長、陸・海・空軍司令官、在トルコ韓国大使、米国大使ら。

オーストラリア

1. 豪州戦争記念館

(1) 場 所

キャンベラ市

(2) 設置時期

1941年

(3) 設置者・管理者

連邦政府退役軍人問題担当相の管轄下にある法人

(4) 性 質

建造物（記念館）、回廊、墓

(5) 形 状

[記念館]

戦争に関する展示室のほかに、記念回廊、無名戦士の墓の堂等がある。

[記念回廊] (The Roll of Honour)

自国が関与した全戦争の死没兵士約10万2,000名の氏名が刻まれた銅製パネル壁の回廊。

[墓]

- ・堂 (The Hall of Memory) 内に無名戦士の墓がある。
- ・無名のオーストラリア軍死没軍人が、1993年11月11日に埋葬されており、大理石に

「AN UNKNOWN AUSTRALIAN SOLDIER KILLED IN THE WAR OF 1914-1918」

と刻まれている。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

[記念館]

軍務を通じたオーストラリア人の死者、又はオーストラリアが軍務に参加した戦争及び戦争に準ずる状況の結果としてのオーストラリア人の死者。

[記念回廊]

オーストラリア国籍の軍人死没者。

[墓]

身元の識別できないオーストラリア国籍の無名戦士死没者全般。

- ・いずれも、スーダンにおける英仏間の紛争（1855年）に始まり、チャイナ戦争（いわゆる義和団事件）、ボア戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、MALAYAN EMERGENCY(1950-60)、INDONESIAN CONFRONTATION(1963-66)、ヴィエトナム戦争、国連平和維持活動、将来オーストラリアが参加する戦争すべてが含まれる。

- ・ 記念館は、設立当時、第一次世界大戦の犠牲者のみを追悼対象としていたが、1941年中に第二次世界大戦も対象に含め、更に、1952年、オーストラリアが参加したすべての紛争を対象に含めることとなった。

(8) 参考事項

- ・ 本記念館は、第一次世界大戦に従軍したオーストラリア軍公式従軍ジャーナリストらが中心となり、ガリポリ上陸作戦、欧州西部戦線などオーストラリア軍が投入された激戦地の記録を残し、自国国民のために戦争の現実理解の一助となる記念館設立の必要性につき認識が広められ、1917年、戦争記録部が設置され、従軍兵士の日記、戦地からの備品が収集された上、戦地記録のための公式画家・カメラマンも認定された。
- ・ 外賓は、通常、無名戦士の墓への献花、記念館の展示見学を行っている。

(9) 追悼行事

- ・ ANZAC（オーストラリア、ニュー・ジーランド連合軍）デイ記念行事

（開催日）毎年4月25日

（主催者）豪州戦争記念館

（趣旨）ANZACが従軍し約8,000人の犠牲者を出した第一次世界大戦のガリポリ上陸作戦の日（1915年4月25日）を記念し、第一次世界大戦以降の各戦争に従軍したオーストラリア軍の栄誉を称えるため。

（出席者）連邦総督、首相、駐豪州ニュー・ジーランド高等弁務官、豪州首都特別地区主席大臣、連邦議会上院議長・下院議長、連邦最高裁長官、野党党首、退役軍人会会長、豪州国防軍関係者、退役軍人、一般市民

（式次第）国防軍儀仗隊による栄誉礼、首相演説、賛美歌斉唱、参列者による献花・黙祷、国歌斉唱、国防軍空軍機による儀式飛行、連邦総督・首相・駐豪州ニュー・ジーランド高等弁務官による無名戦士の墓への献花

- ・ 英霊記念日記念行事

（開催日）毎年11月11日

（主催者）豪州戦争記念館

（趣旨）第一次世界大戦終戦の記念

（出席者）ANZACデイ記念行事に準ずる。

（式次第）国防軍儀仗隊による栄誉礼、賛美歌斉唱、連邦総督による演説、来賓による献花、退役軍人会長による詩の朗読、国歌斉唱、児童による献花・賛美歌

2. その他

国内外にオーストラリア人の戦争墓地、追悼碑、「追憶の庭園」（祈念碑が配置された庭園）等があり、これらについては退役軍人省の下部組織で

ある豪州戦争墓地管理事務所が管理を行っている。

中華人民共和国

人民英雄紀念碑

(1) 場 所

北京市天安門広場の国旗掲揚所の南側

(2) 設置時期

1958年4月

(3) 管理者

北京市天安門地区管理委員会

(4) 性 質

記念碑

(5) 形 状

- ・敷地面積3,000平方メートル上に設置されている高さ37.94メートルの石碑であり、二重の台、二重の須弥座、碑体からなる。
- ・碑の正面には、毛沢東の親書「人民英雄永垂不朽」（「人民英雄は永遠に不滅である」の意味。）の金文字が刻まれ、裏面には、

「三年以来、人民解放戦争及び人民革命の中で犠牲になった人民英雄たちは永遠に不滅である。
三十年以来、人民解放戦争及び人民革命の中で犠牲になった人民英雄たちは永遠に不滅である。
1840年に遡り、当時から内外の敵に反対し、民族の独立及び人民の自由と幸福を取得するため、これまでの戦争の中で犠牲になった人民英雄たちは永遠に不滅である。
1949年9月30日」

旨の毛沢東の原稿が周恩来の親筆（漢字）の碑文で刻まれている。
- ・台座はやや長方形を呈し、南北61.54メートル、東西50.44メートル。

二重の台にある須弥座の下段には、四面に高さ2メートル、幅6.4メートルの8枚の大理石の浮き彫りがあり、中国の近・現代史上に起こった人民闘争に関する10個の場面が取り上げられ、周囲40.68メートルに190余りの人物が彫刻されている。
- ・彫刻の内容は、
 - 1 枚目：1839年6月3日、広州付近の虎門で英米侵略者により中国に密輸入された大量の阿片を燃やす内容。
 - 2 枚目：1851年1月、広西省桂平県金田村で勃発した農民一揆の情景。
 - 3 枚目：1911年10月10日、湖北省武昌駐屯の軍隊が孫文を始めとするブルジョア革命党の指導のもとで起こした蜂起。
 - 4 枚目：1919年5月4日、天安門広場から始まった学生たちのデモ運動。

5 枚目：1925年5月30日、中国共産党の指導の下、上海の労働者、学生、市民連合が協力して行った反帝デモ。

6 枚目：1927年8月1日、中国共産党が江西省南昌で起こした国民党打倒のための武装蜂起の場面。

7 枚目：「抗日遊撃戦」。中国共産党指導の下、八路軍、新四軍が日本軍と戦う内容で、場面上は、遊撃隊員が出発するときの情景。

8 枚目：民衆の支援を得て、人民解放軍が長江を渡り、中国全土の解放へ進む内容。

9・10 枚目：8 枚目の副えで、前線支援と解放軍を歓迎する内容。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

1840年から1949年までの間、中国革命のために身を捧げた人民英雄

大韓民国

1. ソウル国立墓地

(1) 場 所

ソウル特別市銅雀区銅雀洞山 4 4 - 7

(2) 設置時期

1 9 5 5 年 7 月 1 5 日に国軍墓地として創設

1 9 6 5 年 3 月 3 0 日に国立墓地に昇格

(3) 設置者・管理者

国立顕忠院（国防部長官直轄組織）

(4) 性 質

墓地、碑等

(5) 形 状

[墓地] ・大韓民国臨時政府要人墓域

・愛国志士墓域

・国家有功者墓域

・将軍墓域

・将校墓域

・兵士墓域

・在日学徒墓域

・警察墓域

[碑等] ・顕忠塔（1 9 6 7 年 9 月 3 0 日設立）

「ここは、民族の魂があるところ。祖国と共に永遠なる彼ら。
太陽と月がこの坂を護るであろう。」（献詩）

・顕忠門（1 9 6 9 年 4 月 3 0 日設立）

・忠烈台

「祖国と民族は、私の愛。私の光栄。私の力。私の命。そのために短い人生を捧げ、それと共に永遠に生きる。」（献詩）

・在日学徒義勇軍戦没勇士慰霊碑

「我が国を救うため、血を流した若者達。歴史本の上に刺繍を作った。祖国の暖かい胸で微笑みながら眠れ。」

・遊撃部隊戦績慰霊碑

「韓国戦争中、自由と平和のために北朝鮮で遊撃作戦を展開する中、祖国の守護神として亡くなった遊撃部隊員の高貴な犠牲と輝く業績を記念しつつ、その靈魂を永遠に追悼するため、この碑を立てる。」（碑文）

・5 0 年現地任官戦死者追念碑

「君たちは、国家の呼びかけで創軍し、殉国して侵略を防ぎ、歴史にその忠意を刻み、今日は民族の反映。明日は祖国の統一を見る。」（碑文）

- ・ 陸士 7 期特別同期期追慕塔

「中国軍を攻撃し、突進していた君達。国家は救ったが、君らは亡くなり、忠魂が一握りの土となってここに眠る。君らの青い忠魂が胸に生きている。成し遂げられなかった望みを今日も刻みつつ、惜しくて懐かしい情けで、石一つを立てる。」
(碑文)
- ・ 砲兵将校忠魂碑

「ここ、砲火により祖国を守った砲兵勇士達、静かに眠れ。」
(碑文)
- ・ 警察忠魂塔

「ここは、我らの祖国。過去一時、暗闇の中にあったが、自由を取り戻した国家。すべての妨害を退けて国家を立てるため、高貴な青春の血を流した建国警察達。我々は彼らを忘れない。再び押し寄せる苦難と試練、民族を反逆した北朝鮮共産軍。残酷な南侵略による戦争。銃弾の中で祖国を救うため、高貴な青春の血を流した救国警察達。我々は、彼らを忘れない。そして昼夜、国家のために自由、平和、正義を守り、民族の安定を護る。厳粛な使命の前で純潔な青春の血を流した、我が国の警察達。我々は、彼らを忘れない。ここは、殉国した方々が眠るところ。薔薇よりも美しかった青春。その青春のまま、眠っているところ。肉体は葉の露のように、過ぎ去ったが、意味と名はここに生きている。国土と歴史と共に永遠に生きる。」(献詩)
- ・ 学徒義勇軍無名勇士塔
- ・ 肉弾 10 勇士顕忠碑 など

- [関連施設]
- ・ 霊顕奉安館
 - ・ 位牌奉安館
 - ・ 顕忠館 (映画館)
 - ・ 写真展示館
 - ・ 忠誠噴水台
 - ・ 忠誠亀像
 - ・ 顕忠池
 - ・ 孔雀池
 - ・ 護国鐘
 - ・ 忠魂昇天像 など

(6) 宗教性
なし

(7) 追悼対象

- ・ 戦死・殉職した軍人・軍務員 (不名誉死亡者は除く)
- ・ 戦闘に参加して武功が顕著な者、将官級将校又は 20 年以上軍で服務

した者の中で、転役・退役又は免役した以降死亡した者として国防部長官が指定した者

- ・国葬、国民葬により葬儀された者
- ・国家有功者等礼遇及び支援に関する法律による殉国先烈・愛国志士で、国家報勲処長の要請により国防部長官が指定した者
- ・戦死した郷土予備軍隊員
- ・戦死・殉職した警察官
- ・国家又は社会に貢献した功労が顕著な者で、国防部長官の要請により国務会議での審議を経て大統領が指定した者
- ・軍人・軍務員又は警察官として戦闘又は公務遂行中、傷害を受け転役・退役又は退職した者
- ・韓国に功労が顕著な外国人死亡者の中、国防部長官の提案により国務会議の審議を経て大統領が指定した者

(8) 参考事項

- ・趣旨には、追悼のほか、国家と民族の平和と安全を記念することが含まれているが、日本で言われる普遍的意味の平和祈念の趣旨は含まれていない。
- ・刑事者、自害者、逃亡・脱営中に死亡した者、殉職者以外の変死者は対象に含まれない。
- ・植民地時代の抗日独立運動から現在までが対象。
- ・朝鮮戦争による死没者も対象に含まれる。
- ・宗教による選別、地域的な限定はない。

(9) 追悼行事

顕忠日追念式

(開催日) 毎年6月6日(顕忠日：護国英霊の冥福を祈って、殉国先烈及び戦没将兵、崇高な護国精神と偉勲などを追慕する記念日)

(主催者) 国家報勲処

(趣旨) 国家と民族のために身命を捧げた護国霊令の偉勲を追慕するため

(出席者) 大統領、三部要人、中央省庁機関長、報勲団体長、遺族等

(式次第) 国旗敬礼、愛国歌提唱、殉国先烈及び護国霊令に対する黙禱、献花及び焚香、追念辞、献花舞(献詩朗読)、顕忠の歌提唱

2. 大田国立墓地

(1) 場 所

大田広域市儒城区温泉2洞

(2) 設置時期

1979年8月29日

(3) 設置者・管理者

国立大田顕忠院(国防部長官直轄組織)

(4) 性 質

墓地、碑等

(5) 形 状

- [墓地]
- ・愛国志士墓域
 - ・国家有功者墓域
 - ・将軍墓域
 - ・将校墓域
 - ・兵士墓域
 - ・警察墓域
 - ・一般墓域（大田国立墓地のみ）

- [碑等]
- ・顕忠塔
「ここは、民族の魂があるところ。祖国と共に永遠なる彼ら。太陽と月がこの丘を護るであろう。」（献詩）
 - ・顕忠門
 - ・ホンサル門（忠節を象徴する門）など

- [関連施設]
- ・霊顕奉安館
 - ・位牌奉安館
 - ・顕忠館（映画館）
 - ・展示館
 - ・顕忠池
 - ・天馬雄飛像
 - ・護国寿石園
 - ・護国噴水塔
 - ・鳥類舎
 - ・時計塔 など

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・ソウル国立墓地と同様。
- ・国家又は社会に貢献した功労が顕著な者（消防官、大使等）が埋葬されている一般墓域は、ソウル国立墓地にはなく、大田国立墓地にのみある。
- ・大田国立墓地は、ソウル国立墓地の安葬能力が限界になったことにより設置されたものである。

(8) 追悼行事

- ・顕忠日追念式
（開催日）毎年6月6日（顕忠日）
（主催者）国家報勲処
（趣 旨）国家と民族のために身命を捧げた護国霊令の偉勲を追慕するため
（出席者）大田政府庁舎機関長、大田・忠南主要機関・団体長、遺族等

- (式次第) 国旗敬礼、愛国歌提唱、殉国先烈及び護国霊令に対する黙禱、
献花及び焚香、追念辞、献花舞(献詩朗読)、顕忠の歌提唱
- ・軍警察合同安葬式
 - (開催日) 毎月4～5回
 - (主催者) 国立大田顕忠院
 - (趣旨) 国家のために献身・奉仕中に死没した軍人・警察の忠魂を追悼
するため
 - (出席者) 各軍代表、警察代表、国家報勲処代表、報勲団体代表
 - (式次第) 故人に対する敬礼、宗教儀式(プロテスタント、カトリック、
仏教)、献花及び焚香、弔銃及び黙禱、該当墓への英顕移動、
下棺、許土、成墳
 - ・軍警察志士合同安葬式
 - (開催日) 年間2～3回
 - (主催者) 国立大田顕忠院
 - (趣旨) 崇高の愛国精神で祖国の自主独立と国家発展に貢献した殉国先
烈と愛国志士の偉勲を追悼するため
 - (出席者) 国家報勲処代表、光復会代表、生存愛国志士等
 - (式次第) 個人に対する敬礼、追悼辞、宗教儀式、献花及び焚香、弔銃及
び黙禱、該当墓への英顕移動、下棺、許土、成墳

シンガポール共和国

1. 日本占領民間犠牲者記念碑（中国語名：日本占領時期死難人民紀念碑、英語名：Memorial to the Civilian Victims of the Japanese Occupation）

(1) 場 所

戦争記念公園（War Memorial Park）内

(2) 設置時期

1967年2月15日

(3) 設置者

シンガポール中華総商会
管理及び運営者
国家公園管理局

(4) 性 質

- ・記念碑
- ・碑の下には日本占領時に犠牲となった民間人の遺骸等が埋葬されている。

(5) 形 状

高さ68メートルの4つの柱が一つになって天上を目指しているモニュメントで、「血債の塔」とも呼ばれる。これは、中華系、マレー系、インド系、ユーラシアンといった他民族のシンガポールの協調を象徴するデザインになっている。

（碑文）「消えることのない悲しみの中で、この記念碑は日本軍がシンガポールを占領した1942年2月15日から1945年8月18日までの間に殺害された我が民間人の悲しみを追悼し捧げられるものである。

この記念碑は、中華総商会の尽力により、また政府の支援により、政府及び国民からの寄付によりシンガポール国民によって設立されたものである。本記念碑は1967年2月15日に首相により除幕された。」

（原文は中国語と英語）

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・日本占領時に犠牲となった民間人
- ・宗教に基づく選別はない。
- ・時期的には1942年2月15日から1945年8月18日までの間、
- ・地域的にはシンガポール全土が対象。

(8) 参考事項

1967年の2月15日（1942年日本軍が占領を開始した日）、リー首相（当時）を始めとしたシンガポール国要人、すべての宗教団体・民族団体の代表、外交団等参列のもとに除幕式が行われている。

(9) 追悼行事

(開催日) 毎年2月15日

(主催者) シンガポール中華総商会

(趣旨) 日本占領時に犠牲となった民間人を追悼するとともに、平和を祈念し、平和のための総合防衛の重要性を確認する。

(出席者) 政府来賓(情報芸術大臣)、中華総商会幹部、各国大使など。

(式次第) 民間防衛隊によるサイレンを合図に開催を宣言した後、中華総商会会長・副会長、各種宗教団体代表、小中高校の生徒による献花。最後に列席者全員による三礼の後、一分間の黙とう。

2. シンガポール記念碑 (The Singapore Memorial)

(場所) クランジ戦没者墓地内

(設置時期) 1957年3月2日

(管理運営) 在英「コモンウェルス戦没者墓碑委員会」

(追悼対象) 約2万4,000名の軍人

(追悼行事) 毎年原則3月及び11月に追悼式典が開催されている。

(参考事項) クランジ戦没者墓地には、約4,500名の軍人(国籍は主にイギリス、オーストラリア、インド、カナダ、ニュージーランド)が埋葬されている。

インドネシア共和国

国立カリバタ英雄墓地

(1) 場 所

ジャカルタ市内カリバタ

(2) 設置時期

1954年11月10日（英雄の日）落成

(3) 設置者・管理者

当初、ジャカルタ軍管区が維持管理をしていたが、1984年からは社会省。

(4) 性 質

墓地、英霊碑

(5) 形 状

[墓地]

7,170柱（2002年2月25日現在）が個別に埋葬されている。

[プラザ]

式典の行われる場所（1945平方メートル）。

[英霊碑]

・プラザ中央に設置されている5本の塔。

これは、成長し続ける芽を象徴したもので、インドネシアの永遠の発展を祈念するとともに、生存競争、努力、戦い等を救済抽象化している。

・英霊碑には、無名戦士2柱の遺骨が象徴的に納められ、インドネシアの国象「ガルダ」が掲げられるとともに、スカルノ大統領（当時）自ら草稿した碑文が設置されている。

（碑文）彼らの名前は分からないがその行いは国中に響き渡る。なぜなら彼らはその命を国家独立のために捧げたのであるから。

（原文はインドネシア語）

[永遠の火]

英霊碑に向かって左側に位置し、軍によるセレモニー等の際にインドネシア国家の精神の象徴として点火される。

[永遠の壁]

大理石で作られた高さ3.6メートルの壁。各年ごとに埋葬された者の名が刻まれている。

[その他]

記帳所、霊安所、管理所

(6) 宗教性

・特定の宗教性はない。

・個別の埋葬地は宗教（イスラム教、キリスト教、仏教及びヒンズー教）ごとに統一された20以上のブロックに区画され、故人は生前の宗教に

応じたブロックに埋葬されている。

(7) 追悼対象

以下のいずれかを満たすインドネシア国籍を有する者。地域的・時期的制約はない。

・ 国家英雄

国家建設に功労のあった者、独立の前後にかかわらず各種分野で顕著な功績のあった者、歴史上の人物などで、国が指定した者。現在、114名が指定されており、うち25名が埋葬されている。

・ 軍人、警察官で戦死・殉職した者

訓練など公務上の災害等で死没した軍人、警察官も含まれる。

・ 指定された9種類の勲章受章者

軍人以外の一般者を対象とした勲章受章者も含まれる。

・ 軍人、警察官で「Naraya 表彰」を勤続24年以内に受章した者

「Naraya 表彰」は軍人、警察官で顕著な功績のあった者を表彰するもの。

(8) 参考事項

- ・ 本施設には、追悼のみならず、インドネシアの永遠の発展、平和祈念の趣旨も含まれている。
- ・ 本施設では、毎年、8月17日（独立記念日）に政治治安担当調整大臣及び国軍主催の、10月5日（国軍記念日）に国軍主催の、11月10日（国家英雄の日）に社会省主催の、各行事が行われており、大統領など政府首脳が出席している。
- ・ インドネシアを訪問する国賓は、通例、本施設を訪問し英霊碑に献花している。
- ・ 埋葬者は年間300柱ほど。

フィリピン共和国

リビガン・ナン・マガ・バヤニ

(1) 場 所

タギグ町フォート・ボニファシオ地区（メトロマニラ）

(2) 設置時期

1947年5月共和国記念墓地として設置され、1954年10月現在の名称に変更。

(3) 管理者

フィリピン国軍のThe Grave Services Units

(4) 性 質

墓地

(5) 形 状

無名戦士の墓、記念碑、メモリアルゲート、記念塔門等が敷地内に点在する。

(碑文) 「I do not know the dignity of his birth but I do know the glory of his death.」

私は彼の生誕の尊厳は知らないが、その死の栄光は知っている。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・ 第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争に従事したフィリピン国籍の軍人
- ・ 一般戦災者・フィリピン国籍以外の者は含まれていない。
- ・ 元大統領（3名）、政府高官、議員、科学者等国家的に追悼すべき民間人や政治家も埋葬されている。
- ・ 埋葬対象者はフィリピン国軍の規定に基づいて指定される。
- ・ 宗教に基づく選別及び地域的限定はない。

(8) 参考事項

第二次世界大戦の激戦地となったバターン半島及びレヒドール半島、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争に従事した軍人には、それぞれ個別の追悼記念塔が設置されている。

(9) 追悼行事

(開催日) 11月1日(祝日)

(趣 旨) 従軍戦死者、退役軍人死没者、元国家元首等の追悼

(出席者) 大統領、閣僚、元大統領、各国大使など

(方 式) 花輪の献花

オランダ王国

オランダには、国立の戦没者追悼施設、国立の平和祈念施設はない。

この類の施設はオランダ国内に2,500以上あり、すべて地方自治体が設置・管理しているが、その主なものは次のとおりである。

1. 「ナショナル・モニュメント」

(1) 場 所

アムステルダム ダム広場

(2) 設置時期

1956年5月4日

(3) 設置者・管理者

アムステルダム市

(4) 性 質

記念碑

(5) 形 状

- ・ 四角形の台座に乗った高さ22メートルの白い円柱。
- ・ 前部には鎖につながれた4人の男性のレリーフ（名誉の戦死を象徴）。
- ・ レリーフ両脇には吠える犬と一緒に立つ男性の彫像（抵抗を象徴）。
- ・ レリーフ上部には子供という女性の像（自由と未来を象徴）。
- ・ 円柱後部には鳩の像（自由を象徴）。
- ・ 円柱後方には、円柱に沿って祈念のための半円の壁があり、死没者に関する土地の土が入った壺が陳列されている。
- ・ 台座の上にはライオンの像がある。

(6) 宗教性

なし

(7) 追悼対象

- ・ 1940年から1945年の第二次世界大戦中、オランダ王国の領土で死没したオランダ戦争被害者一般。
- ・ 軍人、軍属以外に、一般戦災死没者、殉職者等戦争以外で死没した者も含まれる。

(8) 追悼行事

（開催日）5月4日（第二次世界大戦戦没者記念日）

（主催者）「5月4日及び5日委員会」

（趣 旨）追悼

（出席者）女王陛下及び王配殿下、首相、閣僚、両院議長、王室府長官、防衛庁、アムステルダム市長、北ホランド州知事、関係市民

（式次第）国内半旗掲揚、アムステルダム新教会におけるセレモニー、女王陛下及び王配殿下による献花、黙祷、国歌斉唱、スピーチ、詩の朗読、献花、パレード等

2. 「インディッシュ・モニュメント」

- (1) 場 所
ハーグ市
- (2) 設置時期
1988年8月15日
- (3) 設置者・管理者
ハーグ市
- (4) 性 質
記念碑
- (5) 形 状
大きなフェンスの前にある自然石と数人の銅像。
- (6) 宗教性
なし
- (7) 追悼対象
1940年から1949年までの間に旧オランダ領東インドで日本軍に殺害されたオランダ人等一般。軍人、抵抗者、収容者、一般市民、自殺者等を問わない。
- (8) 追悼行事
 - (開催日) 8月15日(終戦記念日)
 - (主催者) 「8月15日委員会」
 - (趣 旨) 追悼
 - (出席者) 保健・福祉・スポーツ省大臣、旧オランダ領東インドにおける戦争被害者やその関係者等。5年に一回女王陛下が出席。
 - (式次第) スピーチ、1分間の鐘の音、トランペット、黙祷、国旗掲揚、国歌斉唱、献花、パレード等